

## 入札参加者名の事後公表について

電子入札により入札等を執行する案件においては、平成16年5月から、指名競争入札及び見積合わせにおける指名業者（見積依頼者）名並びに一般競争入札における入札参加資格者名（以下「入札参加者名」という。）の事後公表を試行してきたところである。

試行の結果、特段の問題は生じていないことに加え、電子入札、紙入札の別を問わず、入札前に入札参加者名が明らかになると談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、全ての入札等において入札参加者名は入札結果と併せて入札執行後に公表するものとする。

### < 施行時期 >

平成19年4月2日以降に公告をし、又は指名通知等を行うものから適用する。